神奈川県造林補助事業補助金交付要綱

（趣　旨）

第１条　この要綱は、民有林の所有構造の零細、分散性を克服しつつ相当規模の地域を単位とした植栽から保育にいたる一貫した造林事業を森林施業の集約化や路網整備を通じて施業の低コスト化を図りつつ計画的に推進するとともに、生物多様性の保全等に資する森林整備を推進することにより、林業生産基盤の整備、林業従事者の雇用の安定及び森林の有する公益的機能の高度発揮を図り、もって森林資源の充実と山村地域の振興に資するため森林組合等が行う造林補助事業を推進するために要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和 45 年神奈川県規則 41 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容等）

第２条　事業区分、事業内容は次のとおりとする。

事　業　区　分	事　業　内　容
1　森林環境保全直接支援事業	
(1) 人工造林	優良な育成単層林の人工林の造成を目的として行う地拵え、植栽（大苗の植栽及び補植を含む。）、播種、低質林等における前生樹の伐倒、除去とする。
(2) 樹下植栽等	次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当するものとする。 (ｱ)　優良な育成複層林の造成を目的として上層木が３齢級以上の林分（「長期育成循環施業の実施について」（平成 13 年３月 30 日付け 12 林整整第 718 号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に定める長期育成循環施業の対象森林にあっては上層木が 10 齢級以上の人工林）において行う地拵え、樹下への苗木の植栽又は播種、不良木の淘汰、植栽・播種に伴って行う地表かき起こし及び不用萌芽の除去。 (ｲ)　天然更新による森林の育成を目的として行う地拵え、天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こし及び稚幼樹が少ない場合の植栽（植栽後の確実な成林を図るため必要があるときは大苗の植栽）又は播種、不用萌芽・不用木の除去、不良木の淘汰、巻枯らし並びに林木の枝葉の除去。
(3) 下刈	植栽により更新した２齢級以下（複層林においては下層木が５齢級以下）の林分又はその他の方法により更新した８齢級以下（複層林においては下層木が８齢級以下）の林分で行う雑草木の除去とする。
(4) 雪起こし	植栽により更新した５齢級以下の林分、又はその他の方法により更新した８齢級以下の林分で行う雪圧倒伏木の倒木起こし（(5)の倒木起こしに該当するものを除く。）とする。
(5) 倒木起こし	植栽により更新した５齢級以下の林分において行う火災、気象害、病虫害等による倒伏木の倒木起こしとする。

(6) 枝打ち	次の(ｱ)～(ｳ)のいずれかに該当するものとする。 (ｱ) 6齢級以下の林分において行う林木の枝葉の除去 (ｲ) 12齢級以下の林分において保育間伐又は間伐と一体的に行う林木の枝葉の除去 (ｳ) 18齢級以下の林分において更新伐と一体的に行う林木の枝葉の除去
(7) 除伐	下刈が終了した5齢級以下（天然林にあっては12齢級以下）の林分において行う不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰とする。
(8) 保育間伐	12齢級以下の林分、又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が18cm未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去及び不良木の淘汰とする。
(9) 間伐	12齢級以下（ただし、地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林又は立木の収量比数がおおむね100分の95以上の森林についてはこの限りではない。）の林分又は、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の5に規定する市町村森林整備計画（以下「市町村森林整備計画」という。）に定められる標準伐期齢（以下「標準伐期齢」という。）に2を乗じた林齢以下の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積とする。
(10) 更新伐	18齢級以下の林分又は、標準伐期齢に2を乗じた林齢以下の林分（長期育成循環施業の一環として実施する場合は10齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積及び巻枯らしとする。
(11) 付帯施設等整備	(1)～(10)のいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ｱ) 鳥獣害防止施設等整備 健全な森林の造成・保全を目的として行う野生鳥獣による森林被害の防止、野生鳥獣の移動の制御等を図るための鳥獣害防止施設等の整備とする。 (ｲ) 林内作業場及び林内かん水施設整備 森林造成・整備に付帯する苗木仮植場、資機材置場、間伐材搬出集積等の林内作業場及び林内かん水施設の整備とする。 (ｳ) 林床保全整備 造林地の保全を目的として行う下層植生の誘導により土壌の適性維持を図るための枝葉の除去、客土、整地、耕うん、植栽、播種、施肥及び雑草木の除去並びに間伐材等の活用による小規模で簡易な排水工・編柵工・土留工等とする。 (ｴ) 荒廃竹林整備 周辺の森林を被圧しつつある荒廃竹林の整備とする。ただし、全体事業量の中で荒廃竹林整備の事業量が(1)～(10)の施業に係る事業量を超えないものとする。

	(12) 森林作業道整備	神奈川県森林作業道作設指針に適合する森林作業道（以下「森林作業道」という。）の開設及び復旧であって、次の全てに該当するものとする。 (ｱ) (1)～(10)のいずれかの施業と一体的に実施され、同時期又は一定期間施業に先行して実施されるもの。ただし、復旧についてはこの限りではない。 (ｲ) 要綱第５条に規定する事前計画に記載された既設の林内路網の状況からみて当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると知事が認めるもの。 (ｳ) 事業実施後に当該森林作業道を管理する者が書面において明らかなもの。 (ｴ) 作業道の復旧については、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。 ｱ １箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の復旧に係る事業費をいう。）がおおむね 20 万円以上であること。 ｲ 復旧の内容については「森林作業道作設指針の制定について」第３に定める切土、盛土、簡易構造物及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものではないこと。 ただし、要綱第５条に規定する事前計画に記載された既設の森林作業道において、当該森林作業道と同一線形や施業対象区域の拡大を伴わない森林作業道の開設などの森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道は支援対象から除外する。 なお、(ｱ)の一定期間とは、森林作業道の整備の完了した年度の翌年度の初日から起算して２年以内とし、この期間内に施業を行うことを原則とする。なお、この期間内に施業が行われなった場合は、その事由を明らかにするものとする。
2	特定森林再生事業 被害森林整備	気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等との協定に基づいて実施する人工造林等とする。
	(1) 人工造林	１の(1)に準ずる。
	(2) 樹下植栽等	１の(2)に準ずる。
	(3) 下刈	１の(3)に準ずる。
	(4) 雪起こし	１の(4)に準ずる。
	(5) 倒木起こし	１の(5)に準ずる。
	(6) 枝打ち	１の(6)の(ｳ)に準ずる。
	(7) 除伐	１の(7)に準ずる。
	(8) 保育間伐	12 齢級以下の林分又は伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満の林分において行う、適正な密度管理を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰及び搬出集積（被害木を含む。）とする。
	(9) 更新伐	18 齢級以下の林分（長期育成循環施業による場合は 10 齢級以上の場合に限る。）において行う、育成複層林の造成及び育成、人工林の広葉樹林化の促進並びに天然林の質的・構造的な改善のための適正な更新を目的とする不用木（侵入竹を含む。）の除去、不良木の淘汰、支障木やあばれ木等の伐倒、搬出集積（被害木を含む。）及び巻枯らしとする。

	(10)　付帯施設等整備	(1)～(9)のいずれかの施業と一体的に実施する次の施設等整備とする。 (ｱ)　鳥獣害防止施設等整備 １の(11)の(ｱ)に準ずる。 (ｲ)　荒廃竹林整備 １の(11)の(ｴ)に準ずる。　（ただし、１の(11)の(ｴ)において「(1)～(10)」とあるのは、「(1)～(9)」と読み替える。） (ｳ)　林内作業場及び林内かん水施設整備 １の(11)の(ｲ)に準ずる。 (ｴ)　林床保全整備 １の(11)の(ｳ)に準ずる。
	(11)　森林作業道整備	１の(12)に準ずる。（ただし、１の(12)において「(1)～(10)」とあるのは、「(1)～(9)」と読み替える。）
３　高齢級間伐促進事業		
	(1)　高齢級間伐	適正な密度管理を目的として、８齢級以上の人工林で繰り返し実施する抜き伐りとする。ただし、別に定める地域水源林エリア内の森林で行うものに限る。

（事業の実施主体）

第３条　事業の実施主体（以下「事業主体」という。）は、次のとおりとする。

事　業　区　分	事　業　主　体
１　森林環境保全直接支援事業	(1) 市町村等（一部事務組合及び財産区を含む。以下同じ。） (2) 森林所有者(分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第２条に規定する分収林契約（以下「分収林契約」という。）を締結した者にあっては、造林者若しくは育林者又は造林費負担者若しくは育林費負担者とする。以下同じ。） (3) 森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会。以下同じ。） (4) 特定非営利活動法人等（森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等。以下同じ。） (5) 森林所有者の団体（森林法施行令第 11 条第 8 号に規定する団体。以下同じ。） (6) 森林法第11条に規定する森林経営計画の認定を受けた者(森林経営計画策定者。以下同じ。） (7) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成 20 年法律第 32 号。以下「間伐等特措法」という。）第５条第１項に規定する特定間伐等促進計画（以下「特定間伐等促進計画」という。）において特定間伐等の実施主体に位置付けられた者 (8)森林整備法人等(森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第２条第１号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。以下同じ。） (9) 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 36 条第 2 項の規定により神奈川県が公表した民間事業者(以下「民間事業者」という。）

2　特定森林再生事業 被害森林整備	(1) 市町村等 (2) 森林整備法人等 (3) 森林組合等 (4) 特定非営利活動法人等 (5) 森林経営計画策定者 (6) 民間事業者 (7) 森林所有者 ただし、(1) については、自ら所有する森林（事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まない。）で事業を実施する場合、森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合、又は、森林経営管理法第４条の規定により経営管理権の設定を受けて事業を実施する場合に限る。 (2)から(6)については、自ら所有する森林（事業主体が締結した分収林契約の対象となる森林を含まない。）で実施する場合でなく、かつ、地方公共団体及び森林所有者と協定を締結して事業を実施する場合に限る。また、森林経営計画策定者の場合は、当該者が策定した計画の対象森林を含む林班内に存する森林において事業を実施する場合に限る。 (7)については、地方公共団体と協定を締結し、被害木の伐採、除去、その後の植栽のいずれかの事業を実施する場合に限る。）
3　高齢級間伐促進事業	(1) 市町村等 (2) 森林所有者 (3) 森林組合等 (4) 特定非営利活動法人等 (5) 森林所有者の団体 (6) 森林経営計画策定者 (7) 特定間伐等促進計画における実施主体 (8)認定事業体（「林業労働力の確保の促進に関する法律」第５条第１項に基づき作成した改善計画を知事に認定された事業体）および認証生産者（かながわ森林・林材業活性化協議会が定める、かながわ県産木材産地認証制度の規定により生産者認証を受けた素材生産者） (9)民間事業者

（排除措置）

第３条の２　神奈川県暴力団排除条例第 10 条の規定に基づき、次の各号に該当するものは補助金交付の対象としないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６項に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２項に規定する暴力団。

(3) 法人のうち、代表者又は役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。

(4) 法人格を持たない団体のうち、代表者が暴力団員に該当するもの。

２　知事は、補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

３　知事は、必要に応じ補助金交付申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、第１項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

（事業の実施）
第４条　事業主体は、知事の定める森林環境保全整備事業計画及び森林環境保全整備事業に関する計画に従って事業を実施しなければならない。

（事前計画の作成）
第５条　森林環境保全直接支援事業の事業内容のうち、人工造林、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道整備について補助を受けようとする者は、実施予定年度を含む計画期間における事前計画書（第１号様式）を知事に提出しなければならない。
ただし、計画期間について、人工造林、森林作業道整備においては以下のとおりとする。
(1) 人工造林
先行して実施する伐採の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間
(2) 森林作業道整備
一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては、当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間
２　事前計画においては、次の事項を記載又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。
(1)　対象とする区域及びその面積並びに計画期間
(2)　事前計画の計画期間内に実施が見込まれる人工造林の年度別実施予定箇所及び施行面積並びに施業コストの低減に向けた伐採を行う者との連携内容
(3)　事前計画の計画期間内に実施が見込まれる間伐、更新伐及び森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものに係る当該施業の年度別の実施予定箇所及び施行面積並びに間伐、更新伐に係る作業システム（伐倒、造材、集材に使用する林業用機械の種類やその組み合わせ等の体系をいう。）、間伐、更新伐それぞれの伐採木の搬出材積及び出材予定時期
(4)　事前計画の計画期間内に(1)の区域内で実施が見込まれる森林作業道整備の年度別、開設の別の位置及び延長、施業予定区域内の林内路網密度の現状と目標
(5) 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる保育間伐の年度別実施予定箇所及び施行面積
３　知事は、提出のあった事前計画に記載された事業が森林環境保全直接支援事業の事業内容、事業主体及び事業規模等となっており、計画的かつ効率的に実施されるよう、必要に応じ、当該事前計画を提出した者に対する指導を行うものとする。

（事業の規模）
第６条　事業の規模は、次のとおりとする。なお、「一施行地」とは、原則として、接続する区域とする。
「原則として接続する区域」とは、一体的に実施すべき事業であって、同一事業主体により、同一時期に事業が施行され、地理的条件が社会通念上、一施行地とみなし得る区域とする。

事　業　区　分	事　業　規　模
1　森林環境保全直接支援事業	
(1) 人工造林(2) 樹下植栽等 (3) 下刈(4) 雪起こし (5) 倒木起こし(6) 枝打ち (7) 除伐(8) 保育間伐	１施行地の面積が、0.1ha 以上
(9) 間伐(10) 更新伐	１施行地の面積が、0.1ha 以上 これに加えて、次のア又はイのいずれかに該当するもの。 ア　森林経営計画又は特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は、第10条に定める補助金の交付申請ごと、かつ、森林経営計画又は特定間伐等促進計画ごとに、間伐及び更新伐のそれぞれの伐採木の搬出材積の合計を、それぞれの当該施行地の面積の合計で除して得た値が１ha当たり10㎥以上。 イ　森林経営管理法第35条第1項に規定する経営管理実施権配分計画（以下「実施権配分計画」という。）に基づいて行う場合は、アの規定を

	準用するものとし、この場合において、「森林経営計画又は特定間伐等促進計画」とあるのは「実施権配分計画」と読み替えるものとする。
2　特定森林再生事業 被害森林整備	
(1) 人工造林 (2) 樹下植栽等 (3) 下刈　　(4) 雪起こし (5) 倒木起こし (6) 枝打ち　(7) 除伐 (8) 保育間伐 (9) 更新伐	1施行地の面積が、0.1ha 以上
3　高齢級間伐促進事業	
高齢級間伐	1施行地の面積が、0.1ha 以上

・注意事項

1）　間伐、更新伐を行った場合の伐採木の搬出材積とは、搬出した丸太の材積とする。

2）　間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用する場合には、当該伐採木の材積は、第6条で定める搬出材積としては扱わないものとする。

3）　間伐については、実施方法にかかわらず、7齢級以下の森林のみからなる施行地について初回の搬出が車両系集材の場合は、列状伐採の単価を適用する。ただし、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を20%未満とすることが適切と判断され、10%以上20%未満の伐採が行われた施行地は、この限りではない。

4）　既設の森林作業道の敷地面積は、間伐、更新伐の施行面積から除くものとする。

（補助対象経費）

第7条　補助の対象となる経費の内容は、次のとおりとする。

事業内容	構　成　因　子
人工造林	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、支障木等伐倒費、雑草木除去費
樹下植栽等	地拵え費、苗木代、苗木運搬費、植付け費、不用木除去費、不良木淘汰費、枝葉除去費
下刈	雑草木除去費、薬剤代
雪起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
倒木起こし	倒木起こし費、テープ（縄）代
枝打ち	枝葉除去費
除伐	不用木除去費、不良木淘汰費
保育間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費（特定森林再生事業に限る）
間伐	不用木除去費、不良木淘汰費、搬出集積費
更新伐	支障木等伐倒費、搬出集積費
森林作業道整備	伐開費、除根費、土工費、工作物設置費
高齢級間伐	抜き伐りに要する経費

（注）1　苗木運搬費は、現場苗木荷卸地又は仮植地から造林地までの運搬費とする。

2　搬出集積費は、作業ポイントまでの搬出集積を含むものとする。

（補助率）

第８条　補助率は、10 分の５以内とする。ただし、高齢級間伐促進事業については、10 分の７以内とする。

（査定係数）

第９条　査定係数を適用する事業は、森林環境保全直接支援事業と特定森林再生事業であり、次表のとおりとする。ただし、高齢級間伐促進事業については、適用しないものとする。

区　　分	査定係数
1　森林環境保全直接支援事業 市町村森林整備計画に定める「特に効率的な施業が可能な森林の区域」又は間伐等特措法第４条第３項の規定により定められた「特定植栽の実施を促進すべき区域」において、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は実施権配分計画（以下「森林経営計画等」という。）に基づき行う１ha 当たり 2,000 本以下の人工造林及び同施行地における３回までの下刈り	180
2　森林環境保全直接支援事業 次の a～ c のいずれかに該当するもの a　森林経営計画等に基づき行う事業（１に規定する査定係数 180 で行うものを除く。また、１の施行地における４回以降の下刈りも含む。） b　間伐及び更新伐については、森林経営計画等に基づき行うもの、又は森林経営計画策定者が森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内及び森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班内で森林経営計画に基づき行うものと一体的に行うもの。 c　森林作業道の復旧（第２条の１(1)から(10)の施業と一体的に実施するものは除く） 3　特定森林再生事業（被害森林整備に限る）	170
4　森林環境保全直接支援事業 次の a～c のいずれかに該当するもの a　人工造林及び樹下植栽等について、伐採造林届出書に基づいて行うもの（新たに地域森林計画の対象民有林となった林分において行うものその他伐採造林届出を要しない場合を含む。） b　下刈り、雪起こし及び倒木起こしについて、１及び２のaに該当しないもの c　その他	90

（補助金の交付申請）

第 10 条　補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第２号様式）を事業完了後２月末日までに知事に提出しなければならない。ただし下刈については９月 30 日までとする。

２　知事が特に必要と認めた場合は、前項の規定に係わらず事業完了前に補助金交付申請ができるものとする。なお、この場合、交付決定の通知を受理した日から 10 日以内であれば、申請の取り下げができるものとする。

３　補助金の交付を受けようとする者は、前２項の申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

4　事業主体は、補助金の交付申請及び受領等の補助金に関する事務を第三者に委任することができる。

5　補助金交付申請書に記載すべき事項及び添付書類は別表１のとおりとする。

6　森林作業道の開設及び復旧の終了と人工造林、間伐等の終了期間が異なる場合には、補助金交付申請はそれぞれの事業の終了の時期ごとに区分して行うことができる。

7　本事業に係る補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。

　また、森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る交付申請については、森林経営計画又は実施権配分計画に基づいて行う場合は、当該計画ごと、特定間伐等促進計画に基づいて行う場合は集約化実施計画ごとの要綱第６条に定める事業規模等の要件を満たす施行地のまとまりを単位とする。

（交付の条件）

第 11 条　規則第５条第１項の規定による条件は次のとおりとする。

(1) 事業主体は成林に必要な管理に努め、火災その他災害があったときは、すみやかに知事にその状況を報告しなければならない。

2 補助金の返還については、「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領」（平成 19 年 8 月 22 日付け 19 林整整第 315 号林野庁長官通知）に基づき行うものとする。

(1) 森林経営計画等に基づいて行った事業について、森林経営計画等の認定の取り消しを受けた場合は、交付決定を受けた補助金額（森林経営計画以外の査定が適用される場合は、その査定を適用して算定される補助金相当額との差額）を返還しなければならない。

　なお、森林環境保全直接支援事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、原則として、当該事業で実施される施業の開始時点までに、当該施業が当該森林経営計画において計画されていること。

(2) 事業主体は、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して５年以内（特定森林再生事業にあっては、補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算しておおむね 10 年以内）に次に掲げる行為をしようとする場合はあらかじめ知事にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。

ｱ　当該補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（補助事業の施行地を売渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業の施行地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。）又は、補助事業施行地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為

ｲ　その他補助目的を達成することが困難となる行為

(3) 事業主体は、前項に掲げる期間内に住所又は氏名を変更したときは、文書をもってその旨を届出なければならない。

(4) 事業主体は、更新伐を行った場合、当該施行地につき、原則として、その翌年度の初日から起算して２年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽により速やかに更新を図ることとし、これに従わない場合、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還しなければならない。ただし、植栽以外の方法により確実に更新が図られると知事が認めた場合はこの限りではない。

(5) 前項に掲げる場合のほか、補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業があるにも関わらず、正当な理由なく実施すべき期間内に実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還しなければならない。ただし、当該一体的に実施すべき事業の事業内容全てが森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

(6) 長期育成循環施業通知に規定する更新伐の個別林分型において立木の材積が長期育成循環施業協定又は森林環境保全整備事業計画に定める維持すべき立木の材積を下回ることとなる伐採を行ったとき、又は長期育成循環施業通知に規定する更新伐のモザイク林誘導型において施業実施年度の初日から起算して５年以内に伐区の隣接区域において長期育成循環施業の一環として更新伐を実施したときは、交付を受けた更新伐に係る補助金相当額を返還しなければならない。

(7) 事業主体は、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときは、消費税仕入控除額報告書（第３号様式）（以下、「報告書」）をすみやかに知事に提出しなければならない。

また、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定し、これを補助額から減額する必要がある場合には、その全部又は一部を減額又は知事に返還しなければならない。

(8) 森林経営計画対象林班内で森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合にあっては、本項２の（1）と同様の取扱とする。

(9) 第９条１のaの(ア)の規定による場合は、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合にあっては、本項２の（1）と同様の取扱とする。

(10) 森林環境保全直接支援事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、森林経営管理法第40条第１項及び第２項の規定により当該実施権配分計画が取消となった場合は、当該取消となった実施権配分計画に基づき、当該取消を受けた日から起算して過去５年間以内に実施された当該事業に係る補助金相当額（第９条１に掲げる査定係数が適用される事業のうち実施権配分計画に基づいて行うものについては、当該事業が第９条第３項に掲げる査定係数が適用される場合にあっては第９条３に掲げる査定係数を適用して算定される補助金相当額との差）を返還すること。

（完了報告）

第 12 条　第 10 条第２項の規定により補助金交付決定通知を受けた者は、事業の完了後 10 日以内に事業完了報告書（第４号様式）を知事に提出しなければならない。

２　事業完了報告書に記載すべき事項及び添付書類は別表１のとおりとする。

３　消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、第１項の事業完了報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法、積算の内訳等を記載した書類を事業完了報告書に添えて提出しなければならない。

（精算報告）

第 13 条　第 10 条第４項の規定により委任を受けた者は、補助金受領後 20 日以内に事業主体にこれを交付し、精算報告書（第５号様式）を交付終了後 20 日以内に知事に提出しなければならない。

（書類の整理）

第 14 条　事業主体は、別表１に掲げるもののほか、別に定める書類等並びに補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿（以下「証拠書類等」という。）を整備しなければならない。

２　事業主体は、前項に掲げる証拠書類等を、当該補助事業の完了年度の翌年度の初日から起算して 10 年間保存しなければならない。

３　事業主体が法人その他の法人である場合であって、前項に規定する帳簿及び証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を継承する者（権利義務を継承する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（書類の提出先及び部数）

第 15 条　第５条、第 10 条、第 12 条、第 13 条の規定による書類の提出先は、事業実施箇所を所轄する各地域県政総合センター所長又は横浜川崎地区農政事務所長とし、部数は１部とする。

２　所長は、第５条に規定する事前計画書を受理したときは、内容を確認しその写しを部長に提出するものとする。

（森林作業道台帳の整備）

第 16 条　森林作業道の管理者は、すべての森林作業道について現況を十分把握し、適切な維持管理を行うため、森林作業道台帳（第６号様式）を整備するものとする。

（適用の除外）

第 17 条　本要綱の規定は、神奈川県市町村事業推進交付金交付要綱における造林事業の交付事業については適用しないものとする。

附　則

１　この要綱は平成 27 年４月１日から施行する。

２　神奈川県林業形成促進事業補助金交付要綱は廃止する。

附　則

この要綱は、平成 28 年２月 10 日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 28 年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 29 年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 30 年 11 月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年６月 28 日から施行する。

別表１

区分	添付事項
第 10 条第１項に係る申請	(1) 内訳表（別紙１） (2) 位置図（別紙２） (3) 施業図（別紙３） (4) 現地写真 (5) 受委託契約書又は請負契約書(写) (6) 樹苗認定証紙（植栽を伴う場合） (7) 納品伝票(写)（資材を伴う場合） (8) 測量野帳 (9) チェックシート（第７号様式） (10) 森林作業道の復旧の必要性が確認できる資料（森林作業道の復旧を実施する場合に限る）
第 10 条第２項に係る申請 （事業完了前の申請）	(1) 内訳表（別紙１） (2) 位置図（別紙２） (3) 施業図（別紙３） (4) 現地写真 (5) 受委託契約書又は請負契約書（写） (6) 測量野帳 (7) チェックシート（第７号様式）
第 10 条第４項に係る申請 （委任申請）	(1) 内訳表（別紙１） (2) 位置図（別紙２） (3) 施業図（別紙３） (4) 現地写真 (5) 委任状（別紙４） (6) 樹苗認定証紙（植栽を伴う場合） (7) 納品伝票(写)（資材等を伴う場合） (8) 測量野帳 (9) チェックシート（第７号様式）
第 12 条第１項に係る報告 （事業完了前の申請の完了報告）	(1) 内訳表（別紙１） (2) 位置図（別紙２） (3) 施業図（別紙３） (4) 現地写真 (5) 樹苗認定証紙（植栽を伴う場合） (6) 納品伝票(写)（資材等を伴う場合） (7) 測量野帳 (8) チェックシート（第７号様式）

（留意事項）

１　分収契約の場合は、分収契約書（写）を添付すること。

２　伐採しようとする不良木の胸高直径の平均が 18cm 未満の林分で保育間伐を行った場合は、その施業前に調査した結果を記した平均胸高直径調査表（別紙５）を添付すること。

３　搬出を伴う間伐又は更新伐を行った場合は、出荷先の入荷伝票、出荷伝票等がある場合は、伐採木の搬出材積集計表（別紙６）を添付すること。その他の場合は、搬出数量検知野帳（別紙８）を添付すること。

４　社会保険料等の間接費を加算する場合は、社会保険等の加入状況調査表（別紙７）を添付すること。ただし、直営施行等であって、年度当初に一括して社会保険等の加入状況を確認できる場合等にあっては、添付を省略することができる。

5　人工造林及び樹下植栽等を行った場合は、伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しない旨を示す書類等を必要に応じ添付すること。

6　市町村が請負に付して実行した事業及び森林作業道整備のうち標準断面、又は標準設計が適用できない部分がある場合は、実行経費内訳表を添付すること。

7　森林作業道の開設又は復旧を行った場合は、森林作業道整備線形図（縮尺５千分の１の森林計画図その他の地形が判読できる図面に開設又は復旧を行った森林作業道の線形、延長、標準断面図及び標準設計を適用した部分並びに当該部分について適用した標準断面図及び標準設計を記載したもの。施業図(別紙３)に必要事項を記載したものでも差し支えない。）を添付すること。

8　特定森林再生事業を行った場合は、森林所有者等と締結した森林整備に関する協定書等の写しを添付すること。

9　現地写真は以下のとおり撮影し、原則として位置情報が記録されたものとする。
(1) 事業主体は、事業の施行地ごとに、事業実施前及び事業完了後の状況を撮影するものとする。なお、下刈りについては必要に応じて遠景及び近景を撮影するものとする。また、人工造林を実施した施行地で４回目以降に下刈りを実施する場合は、必要性を証するに足る写真その他の資料を整備しておくものとする。
(2) 保育間伐又は更新伐のうち、特定森林再生事業により気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰及び森林作業道の開設と一体的に実施するとされている施業の終了後であることの要件を適用しないで、森林作業道の復旧を実施する場合にあっては、事業実施前の状況についても撮影するものとする。

10　施行地の位置、区域、面積、施業状況がわかるオルソ画像（中心投影や撮影方向、地形によって生じる画像の位置ズレを、三次元情報を基に位置補正した画像。正射投影画像ともいう。正射投影画像をつなぎ合わせたオルソモザイク画像を含むものとする。以下同じ。）等を提出する場合は、別表１の(2)から(4)までの書類について省略することができるものとする。

11　要綱第９条１、２のa及びbの森林経営計画に基づいて行う事業においては、原則として、当該事業で実施される施業の開始時点までに、当該施業が当該森林経営計画等において計画されていること。

12　施業実施協定書の写し及び団体規約の写し（事業主体が森林法施行令第 11 条第 7 号に掲げる特定非営利活動法人等である場合に限る。）

13　森林共同施業団地協定書の写し並びに当該間伐及び更新伐と一体的に実施された当該森林共同施業団地内の国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積及び伐採木の搬出材積の一覧を添付するとともに、当該国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の位置を(３)の施業図又はこれに準ずる図面に明示するものとする。(森林共同施業団地対象民有林における間伐、更新伐に係る補助金の交付申請に限る。)

14　測量野帳については、既に検査に合格した施行地で、県が当該施行地の位置、区域、面積等を GIS 等で管理し、活用できる情報のある施行地について申請する場合を除く。また、オルソ画像等の提出を行った場合は、当該オルソ画像等作成に要したデータも同様とする。

15　受委託契約書又は請負契約書（写）(事業主体が他者に委託又は請け負わせて作業を実施した場合に限る。ただし、事業主体が森林経営計画の認定を受けた者である場合を除く。)

16　チェックシートについては、事業主体が請負により事業を実施する場合、事業主体は請負者が作業安全規範を踏まえて作業安全に関する取組を行うよう指導するものとし、請負者が記入するものとする。ただし、過去１年間に他の事業においてチェックシートを提出している場合は、その写し

の提出をもって、これに代えることができる。また、過去１年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、チェックシートの提出を省略できるものとする。
　保存期間については、その他の申請書類と共に必要期間保存すること。

第１号様式

森林環境保全直接支援事業　事前計画書

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

（共同施業の場合は、連名）
提出者
住　　所
事 業 主 体
氏名（フリガナ）　（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

神奈川県造林補助事業補助金交付要綱第５条に基づき、次のとおり提出します。

１　対象区域及び面積　　地区　　ha
（区域の範囲は別紙計画図のとおり）

２　計画期間　　年度　～　　年度（　年間）

３　年度別計画（概数）　　詳細は第１号様式別表及び計画図のとおり

区分	間伐（ｈａ）	更新伐（ｈａ）		人工造林（ｈａ）		保育間伐（ｈａ）	その他（　　）（ｈａ）	間伐･更新伐計（ｈａ）	森林作業道（m）
			うち人工造林を伴う伐採	伐採	造林				
年度									
年度									
計									

※第１号様式別表については、必要な記載内容を示す既存の資料等（森林経営計画等）の代用可能。
なお、森林経営計画の区域と当該事前計画の対象区域が異なる場合にあっては、
当該計画の区域図をあわせて添付すること。
※その他（　）については、森林作業道と一体的に実施する施業種がある場合は随時列を挿入しすべての施業種を記載すること

第１号様式別表

事業主体名

森林環境保全直接支援事業　事前計画内訳表

１　間伐

実施年度	申請予定時期	所在地		森林現況			搬出方法等					図面番号	計画区分	認定番号	計画策定（変更）時期	施業開始時期	備考
		大字、地番	林小班	面積(ha)	樹種	林齢	作業システム（車両系･架線系）	搬出材積(m3)	伐採率(%)	出材予定時期(年月)	平均材積(m3/ha)						
計																	

※申請予定時期ごとに小計をとり、平均材積(伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積で除して得た値)を記載すること。

２　更新伐

実施年度	申請予定時期	所在地		森林現況			搬出方法等					図面番号	計画区分	認定番号	計画策定（変更）時期	施業開始時期	備考
		大字、地番	林小班	面積(ha)	樹種	林齢	作業システム（車両系･架線系）	搬出材積(m3)	伐採率(%)	出材予定時期(年月)	平均材積(m3/ha)						
計																	

※申請予定時期ごとに小計をとり、平均材積(伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積で除して得た値)を記載すること。

3　森林作業道

実施年度	申請予定時期	起点位置		終点位置		路線名	整備の内容			図面番号	備考（一体的に実施する施業名）
		大字、地番	林小班	大字、地番	林小班		内容	幅員(m)	延長(m)		
計											

4　人工造林

伐採実施年度	植栽実施年度	伐採方法	所在地		森林現況		伐採方法等			図面番号	計画区分	認定番号	計画策定（変更）時期	施業開始時期	備考
			大字、地番	林小班	樹種	林齢	搬出材積(m3)	伐採面積(ha)	伐出事業者						

植栽方法等			一貫施業の実施予定(有無)	植栽樹種		伐採作業と造林作業の連携(伐採箇所毎)
申請予定時期	植栽面積(ha)	植栽事業者		樹種	1ha 当たりの植栽本数	

5　保育間伐

実施年度	申請予定時期	所在地		森林現況			伐採率等		図面番号	計画区分	認定番号	計画策定（変更）時期	施業開始時期	備考
		大字、地番	林小班	面積（ha）	樹種	林齢	伐採率（%）	伐採予定時期						
計														

第２号様式

補　助　金　交　付　申　請　書

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

住所
郵便番号
氏名（フリガナ）　（法人にあっては、名称及び代表者氏名）

生年月日　　H.S.T　　年　　月　　日生
性　　別　　男　・　女

年度造林補助事業（　　）について、補助金の交付を受けたいので

関係書類を添えて申請します。

【※申請者が法人以外の場合は以下を記載する。】

神奈川県暴力団排除条例第 10 条の規定に基づき、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて異議ありません。

【※申請者が法人の場合は、別表を添付する。】

第２号様式別表

役 員 等 氏 名 一 覧 表

年　　月　　日現在の役員

役職名	氏　名	氏名のカナ	生年月日 (大正T,昭和S,平成H)	性別 (男・女)	住　所
代表者			T S H　　.　　.		
			T S H　　.　　.		
			T S H　　.　　.		
			T S H　　.　　.		
			T S H　　.　　.		
			T S H　　.　　.		
			T S H　　.　　.		
			T S H　　.　　.		
			T S H　　.　　.		
			T S H　　.　　.		

神奈川県暴力団排除条例第 10 条の規定に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、記載された全ての者は本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて同意しております。

団　体　名
代表者氏名

別紙１

年度　補助金交付申請内訳表

市町村名	申請者名

通し番号	申請単位番号	整理番号	申請番号(コード番号)	施行地番号	施行地(大字地番)	事業主体名(所有者名)	雇用の有無	作業種	樹種	林齢(植栽年度)	面積ha・延長m	伐採率%	森林経営計画	特定間伐促進計画	実施権配分計画	事前計画提出日	図面番号	育単・育複別	計画策定(変更)時期	施業期間	林小班	備考
													認定番号	計画名	番号							

注）１　地番及び所有者は、原則として、林地台帳、森林経営計画、不動産登記簿等に記載されているものとする。
２　施行地欄は〇〇番地外〇筆の表記で足りるものとする。
３　申請単位番号は、一体的に実施すべき事業であって同時期に実施するものについて、一括したものを単位として付するものとする。なお、森林経営計画等に基づいて行う場合は当該計画ごと（当該経営計画対象林班内及び隣接林班内の間伐及び更新伐を一体的に行う場合を含む。）とする。

別紙２

位　　置　　図

１　○○郡○○町○○地内

縮尺　　１／○○,○○○

（注）ア．施行箇所の申請番号を○印で囲み表示すること。
　　イ．図面は、５万分の１地形図又はこれに準ずるものであること。

別紙３

施　　業　　図

市町村名	林小班	事業名	事業内容

施行地	樹種（林齢）	面積（ｈａ）	所有者

縮尺 1/○○,○○○

注１：施行地欄は、該当する施行地の地番をすべて記入する。
注２：施業図は、原則実測による。ただし、実測図と同等の精度の図面（過去の測量図面や森林計画図等）を用いることも可能。実測図と同等の精度の図面の使用に際しては、現地検査において検査員から主要測点の復元を求められた場合は、事業主体が復元できるものに限る。）
注３：除地（１か所 0.01ha 以上）があるときは図示する。
注４：縮尺は、１ha 未満 1/1,000、１～５ha 1/3,000、５ha 以上 1/5,000 を目処とする。
注５：周辺の地形地物等の特徴を略記する。
注６：間伐、更新伐に係る交付申請の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を記載する。

別紙４

造林補助事業（　　）補助金交付申請委任状及び精算依頼書

私たちは、　　森林組合長　　を代理人と定め、次の１及び２の事項を委任し、３の事項を承諾します。

年　　月　　日

１　補助金の交付申請等に関する手続事務。
２　県から交付される造林事業補助金の請求及び受領に関すること。
３　補助金から下記の代金を相殺されること。
（１）補助金事務取扱手数料
（２）当該事業に使用した苗木代等の事業資材の立替代金又は売払代金
（３）当該施行地の森林保険料
（４）森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの

申請番号	住　所	氏　名

申請番号	住　所	氏　名

注１：申請番号は、補助金交付申請書に添付する申請内訳書【別紙１】の申請番号と一致させる。
注２：日付は、委任者全員の委任が完了した日とする。なお、補助金交付申請書の提出以前の日付であること。

別紙５

平均胸高直径調査表

樹種・林齢　　年生

標準地 胸高直径		①	②	③	④	⑤	⑥	本数計	直径合計
６	本数								
８	本数								
１０	本数								
１２	本数								
１４	本数								
１６	本数								
１８	本数								
２０	本数								
２２	本数								
２４	本数								
２６	本数								
２８	本数								
３０	本数								
３２	本数								
３４	本数								
３６	本数								
３８	本数								
４０	本数								
合計	本数							(B)	(A)

平均胸高直径　：（A）　　cm　÷　（B）　本　＝　（C）　　cm（小数第３位四捨五入）

※調査表の証拠書類は補助金申請書への添付は任意とする。（ただし、これらの書類は、事業主体が保管すべき補助金交付申請関係書類である）。

別紙６

搬出材積集計表

申請単位番号

整理番号	施行地	面積（ha）	搬出材積（㎥）	証明書等	搬出方法
計		（A）	(B)		

１ha 当り搬出材積：　（B）　m3　÷　（A）　ｈａ　＝　m3／ｈａ

※証明書、写真等の証拠書類は補助金申請書への添付は任意とする。（ただし、これらの書類は、事業主体が保管すべき補助金交付申請関係書類である）。

別紙７

社会保険等の加入実態状況調査表

通し番号	

作業種　：
事業実施期間：　年　月　日～　年　月　日

作業者名	労災保険		雇用保険		健康保険		厚生年金保険		退職金共済				計	直営請負別	備考（常用・臨時・再雇用別）	申請番号
									中退共		中退共以外					
	加入	6点	加入	1点	加入	5点	加入	10点	加入	3点	加入	2点				
													点			
													点			
													点			
													点			
													点			
													点			
													点			
													点			
													点			
													点			

合計人数　　人

合計　　点

平均　　点

適用加算率　　％

平均点数	適用加算率
１点以上７点未満	３％
７点以上 13 点未満	10%
13 点以上 23 点未満	13%
23 点以上	18%

※証明書等の証拠書類は補助金申請書への添付は任意とする。（ただし、これらの書類は、事業主体が保管すべき補助金交付申請関係書類である。）

別紙８

搬出数量検知野帳

整理番号	野帳番号		検知年月日		
市町村名			検知者名		
施行地					
搬出者名・団体名					
長さ（m）	末口径（㎝）	本数（正字）	本数計（本）	単材積（㎥）	材積（㎥）
計					

※検知野帳、写真等の証拠書類は、補助金申請書への添付は任意とする。（補助申請者が保管し、竣工検査時に検査員へ提示するものとする。）

第３号様式

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

住　　所
氏　　名（法人にあつては、名称及び代表者氏名）

年度消費税仕入控除税額報告書

　　年　　月　　日付けで交付決定を受けた造林補助事業補助金に係る消費税仕入控除税額について、次のとおり報告します。

１　補助金の額の確定額　　金　　円

２　消費税の申告の有無（どちらかを選択）　　有　・　無

（２で「無」を選択の場合は以下不要）
３　仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択）　　一般課税　・　簡易課税

（３で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）
４　補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額　　金　　円

５　消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額　　金　　円

６　補助金返還相当額（５から４の額を差し引いた額）　　金　　円

（注）１　別紙として積算の内訳を添付すること。
　　２　補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

第４号様式

造林補助事業完了報告書

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

住所

氏名

年　　月　　日付けで補助金の交付の決定の通知があった造林補助事業（　　）について、　年　　月　　日に完了したので関係書類を添えて報告します。

第５号様式

年　　月　　日

神奈川県知事　殿

代理人

年度造林補助事業（　　）補助金精算報告書

外　名より委任を受けて受領した　　年度造林補助事業（　　）補助金について、次のとおり精算しましたので報告します。

補助金交付決定額	円
補助事業者数	人
受領年月日	年　　月　　日

番号	氏名	補助金交付決定額	控除内訳					補助金交付額	交付方法			交付年月日
			森林保険料	手数料		その他	計		銀行等	直渡	その他	
				（金額）	(%)							

補助金を 20 日以内に補助事業者に支払いできなかった場合は、その理由と今後の処理方法を具体的に書くこと。

第６号様式

森林作業道台帳

索引番号	

台帳整理番号		台帳登載年月日		森林作業道管理者名	
路線名		森林経営計画		位　　置		
				場　　所	林　班　名	接続道路
		計画期間	起点			
			終点			

施行年度	業務名	開設・改良等の別	開設延長（m）	全幅員（m）	主な工種・数量	請負金額（千円）	請負業者	備　考

○森林作業道開設に当たり特に留意するべき事項

※位置図（１／25,000）、平面図（１／1,000～5,000）を添付。ただし、設計図等の位置図・平面図を準用しても差し支えないものとする。

※延長･全幅員は開設延長のみ記載する。

※備考欄には（　）書きで、作業道のみの直接工事費を記入する。

※記載内容に変更があった場合には、事業完了の翌年度の６月 30 日までに内容を記載するものとする。

第７号様式

事業者向け　チェックシート

事業者名	
記入者　役職・氏名	
業種 （○を付ける。複数選択可）	素材生産／造林・保育／その他（　　）
雇用労働者の有無	有　／　無
記入日	令和　　年　　月　　日

現在の取組状況をご記入下さい。

具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 －:該当しない
1	作業安全確保のために必要な対策を講じる	
1-(1)	人的対応力の向上	
1-(1)-①	作業事故防止に向けた方針を表明し、具体的な目標を設定する。	
1-(1)-②	知識、経験等を踏まえて、安全対策の責任者や担当者を選任する。	
1-(1)-③	作業安全に関する研修・教育等を受ける。また、作業安全に関する最新の知見や情報の幅広い収集に努める。	
1-(1)-④	適切な技能や免許等が必要な業務には、有資格者を就かせる。	
1-(1)-⑤	職場での朝礼や定期的な集会等により、作業の計画や安全意識を周知・徹底する。	
1-(1)-⑥	安全対策の推進に向け、従事者の提案を促す。	
1-(2)	作業安全のためのルールや手順の順守	
1-(2)-①	関係法令等を遵守する。	
具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 －:該当しない

1-(2)-②	高性能林業機械やチェーンソー等、資機材等の使用に当たっては、取扱説明書の確認等を通じて適切な使用方法を理解する。	
1-(2)-③	作業に応じ、安全に配慮した服装や保護具等を着用する。	
1-(2)-④	日常的な確認や健康診断、ストレスチェック等により、健康状態の管理を行う。	
1-(2)-⑤	作業中に必要な休憩をとる。また、暑熱環境下では水分や塩分を摂取する。	
1-(2)-⑥	作業安全対策に知見のある第三者等によるチェック及び指導を受ける。	
1-(3)	資機材、設備等の安全性の確保	
1-(3)-①	燃料や薬剤など危険性・有害性のある資材は、適切に保管し、安全に取り扱う。	
1-(3)-②	機械や刃物等の日常点検・整備・保管を適切に行う。	
1-(3)-③	資機材、設備等を導入・更新する際には、可能な限り安全に配慮したものを選択する。	
1-(4)	作業環境の改善	
1-(4)-①	職場や個人の状況に応じ、適切な作業分担を行う。また、日々の健康状態に応じて適切に分担を変更する。	
1-(4)-②	高齢者を雇用する場合は、高齢者に配慮した作業環境の整備、作業管理を行う。	
1-(4)-③	安全な作業手順、作業動作、機械・器具の使用方法等を明文化又は可視化し、全ての従事者が見ることができるようにする。	
1-(4)-④	現場の危険箇所を予め特定し、改善・整備や注意喚起を行う。	
1-(4)-⑤	４Ｓ（整理・整頓・清潔・清掃）活動を行う。	
1-(5)	事故事例やヒヤリ・ハット事例などの情報の分析と活用	
具体的な事項		○:実施 ×:実施していない △:今後、実施予定 ー:該当しない
1-(5)-①	行政等への報告義務のない軽微な負傷を含む事故事例やヒヤリ・ハット事例を積極的に収集・分析・共有し、再発防止策を講じるとともに危険予知能力を高める。	
1-(5)-②	実施した作業安全対策の内容を記録する。	

2	事故発生時に備える	
2-(1)	労災保険への加入等、補償措置の確保	
2-(1)-①	経営者や家族従事者を含めて、労災保険やその他の補償措置を講じる。	
2-(2)	事故後の速やかな対応策、再発防止策の検討と実施	
2-(2)-①	事故が発生した場合の対応（救護・搬送、連絡、その後の調査、労基署への届出、再発防止策の策定等）の手順を明文化する。	
2-(3)	事故時の事業継続のための備え	
2-(3)-①	事故により従事者が作業に従事ができなくなった場合等に事業が継続できるよう、あらかじめ方策を検討する。	